

## Member Circular 05/2012

# インドネシアおよびフィリピンからのニッケル鉱輸送の危険性 - 通知義務要件

こちらは、英文記事「[Dangers of carrying Nickel Ore from Indonesia and the Philippines - Mandatory Notification Requirements](#)」（2012年5月）の和訳です。

メンバー各位

### 背景

本サーキュラーは、ニッケル鉱貨物の安全な輸送に関連する 2011 年 1 月付けサーキュラー [23/2010: インドネシアおよびフィリピン - ニッケル鉱貨物の安全な輸送](#) と併せてお読みください。本サーキュラーの内容は、以前の助言に取って代わるものではありません。過去 18 か月で、ニッケル鉱貨物の液状化によって多くの船舶が沈没し、多くの人命が失われています。ニッケル鉱貨物は、積荷の含水量が運送許容水分値（Transportable Moisture Limit [TML]）を超えると液状化するおそれがあります。貨物が液状化すると復原力を喪失し、船舶の転覆につながる可能性があります。

この貨物に関連する様々な危険性と課題に対処するため、国際 P&I グループは他の業界団体とともに国際海事機関（IMO）内で現在行われている、ニッケル鉱貨物輸送の安全性を高めるために国際海上固体ばら積み貨物（IMSBC）コードをどのように改訂すべきかを（その可否を含めて）判断するための協議に積極的に参加しています。国際 P&I グループの代表者は、業界代表者の一員として、最近インドネシアの海事局ともジャカルタで会談し、インドネシアのニッケル鉱貨物の安全な輸送に関する業界の懸念について協議を行いました。その中で、IMSBC コードが荷送人に課している積載予定貨物の信頼性のある試験および正確な証明という義務の順守状況を所轄官庁が監督する責任についても議論が行われました。こうした議論に対して早期的な解決策がなく、安全性に対するリスクが継続していることから、インドネシアおよびフィリピンの港からニッケル鉱の輸送を検討しているメンバーは、本サーキュラーに記載の推奨事項に留意してください。

### 通知義務要件<sup>1</sup>

IMSBC コードを全面的に遵守し、インドネシアおよびフィリピンの港からのニッケル鉱貨物輸送の安全を確保するために必要な対策を講じる責任はメンバーにあることにかわりませんが、インドネシアとフ

---

<sup>1</sup> この要件は、Gard の P&I リスクに対するてん補の標準約款（Rule 第 6 条 - 組合員の告知義務）に従ってなされるものです。

フィリピンにおいてニッケル鉱を積載する船舶の確保・用船を予定しているメンバーや、既存の契約の下で船舶へのニッケル鉱貨物の積載指示を受けたメンバーは、可能な限り速やかにクラブ (Gard) に連絡し、可能な場合には、下記情報を提供してください。

- ・ 船名
- ・ 荷積みを行う港/錨地および到着予定時刻
- ・ 荷積み予定日
- ・ 用船者・荷送人の詳細
- ・ 代理店の詳細
- ・ 荷送人の貨物申告書と関連証明書の写し

これにより、以前のサーキュラーにも記載されているように、船長を支援する現地サーベイヤーの任命や、直接あるいは間接的に現地サーベイヤーとの橋渡しや現地サーベイヤーの監督を行う専門家の任命など、リスクを低減するために講じることのできる対策に関する情報をクラブが提供できるようになります。こうした対策によって、ニッケル鉱貨物の輸送に内在するリスクを低減できるかもしれませんが、安全が保証されるものではありません。

船長が貨物の適切性や安全性について何らかの疑念を感じた場合は、荷積みを中止すべきです。メンバーは、直ちにクラブまでお知らせください。安全でない貨物の荷積みを許容すると、問題が発生する可能性が高まります。例えば、荷積み港での設備不足や、現地の税関規則に伴う複雑な事態により、貨物の荷揚げが困難となるおそれがあります。

こうした通知を義務化する結果として事例が集積されることで、不正確な貨物申告書をはじめとして、特に問題となるエリア、港、荷送人を特定できるようになることを狙いとしています。

### **クラブの保険カバーを損なう可能性**

メンバーが、インドネシアあるいはフィリピンの港からニッケル鉱を積載するために船舶の確保・用船を予定していることや、船舶がそうした貨物の積載指示を受けたことを通知しなかった場合には、クラブの保険カバーを損なう可能性があることに留意してください。

### **まとめ**

この通知手続の目的は、ニッケル鉱の輸送に従事している（または輸送を検討している）メンバーの皆様が、その危険性と、IMSBC コードの要求事項、クラブの保険カバーに関する問題について十分に認識し、また、こうしたリスクを完全には排除できないとしてもリスクを低減するために取り得る対策に関する

情報を得られるようにすることです。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、Nick Platt、Mark Russell (Gard (UK) Limited、Tel:+44 (0) 20 7444 7200) またはガードジャパン ([gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no), 03-5537-7266) までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



Claes Isacson

CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。